

医療法人社団協友会 笛吹中央病院

訪問リハビリテーション 重要事項説明書（要支援）

1. 事業所の概要

| | |
|-------------|--|
| 事業者 の 名 称 | 医療法人社団協友会 笛吹中央病院 |
| 主たる事務所の所在地 | 山梨県笛吹市石和町四日市場 47-1 |
| 指 定 番 号 | 1911810362 |
| 代 表 者 名 | 笛吹中央病院 院長 瀧山 嘉久 |
| 連 絡 先 | 電話番号：055-262-2185（代） FAX：055-262-5985 |
| 通 常 実 施 地 域 | 笛吹市石和町 ※状況に応じてその他の地域の訪問も可能とする |

2. 事業の目的と運営方針

| | |
|------|---|
| 運営目的 | 要介護状態または要支援状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法等必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を図ることを目的としています。 |
| 運営方針 | 利用者の心身の状況、病歴、服薬歴や環境等を把握し、医師の指示のもと理学療法、作業療法等必要なリハビリテーションを行う。訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの提供に努めるものとする。 |

3. 事業所の職員体制

| 職種 | 勤務形態 | 人数 | 業務内容 |
|--------|------|------|---|
| 医師兼管理者 | 常勤 | 1名以上 | 従業者と共に訪問リハビリテーション計画を作成するとともに利用者の健康状態を把握する。 |
| 理学療法士 | 常勤兼務 | 1名以上 | 医師の指示のもと、訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して必要なリハビリテーションを実施する。 |
| 作業療法士 | | | |

4. 営業日

| | |
|-----|---|
| 営業日 | 月～金曜日：午前9時～午後5時まで (祝祭日、12月30日午後～1月3日を除く) |
|-----|---|

5. 提供するサービスの主な内容

計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るために、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書を作成するとともに、療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、説明または指導を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供します。

6. サービスの提供にあたって

- ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び、要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行なわれていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期限が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ③医師及び理学療法士、作業療法士は、医師の診察に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得たうえで、訪問リハビリテーション計画を作成し利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診察記録を作成するとともに、医師に報告します。
- ④サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7. 料金等について

徴収額(利用料)

指定訪問リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に示された（1～3割）額とする。

①利用者負担金

次の利用料の1割、2割または3割が利用者の負担金となります。また他の加算対象者は別途頂きます。

※当事業所では基本1日40分にて施行していきます。

②1ヶ月まとめての請求、毎月28日（銀行等休日の場合はその翌営業日）に口座引き落としてのお支払いとなります。

③利用料金の変更等がある場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で理解しやすい説明を行うとともに、相談に応じることとする。

ア 基本利用料（介護予防訪問リハビリテーション費）

| 1回当たりの所要時間 | | 利用者負担額 | | |
|------------|-----|--------|--------|--------|
| | | 1割 | 2割 | 3割 |
| □ | 20分 | 298円 | 569円 | 894円 |
| □ | 40分 | 596円 | 1,192円 | 1,788円 |
| □ | 60分 | 894円 | 1,788円 | 2,682円 |

イ 加算（要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。）

* 地域区分別1単位当たりの単価 10円（その他の地域）

| 加算の種類 | 要件 | 単位数 【10.00】 | 利用者負担額（円） | | | |
|--------------------------|---|----------------|------------------|----|-----|-----|
| | | | 10割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| □ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき） | 6 | 60円 | 6円 | 12円 | 18円 |
| □ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の地域を超えて、指定訪問リハビリテーションを実施した場合（1回につき） | | 所定単位数の100分の5単位/回 | | | |

| | | | | | | | |
|---|------------------------------------|--|------------|--------|------|--------|--------|
| <input type="checkbox"/> | 短期集中リハビリテーション実施加算 | 利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日若しくは要介護認定の効力が生じた日から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行つた場合（1日につき） | 200 | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 |
| ※ 1週間に概ね2回以上の介入が必要 事業所都合により1週間に1回の介入となる場合は算定せず。利用者都合（体調不良、意欲減退、外出等）により週1回介入となる場合は算定させていただきますのでご了承ください。 | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | リハビリテーションマネジメント加算（ロ） | ・リハビリテーションマネジメント加算（イ）の算定要件を満たしていること ・利用者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を「LIFE」を用いて探し出し、フィードバック情報等を活用していること（1月につき） | 213 | 2,130円 | 213円 | 426円 | 639円 |
| <input type="checkbox"/> | リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明 | リハビリテーション計画について、事業所の医師が、利用者またはその家族に説明し同意を得ること（1月につき） | 270 | 2,700円 | 270円 | 540円 | 810円 |
| <input type="checkbox"/> | 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 | 認知症であると医師が判断したものであって、リハビリテーションによって生活の機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けたリハビリスタッフがその退院（所）又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行うこと（1日につき） | 240 | 2,400円 | 240円 | 480円 | 720円 |
| <input type="checkbox"/> | 退院時共同指導加算 | 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させることをいう。）を行つた後に、当該者に対する初回の指定訪問リハビリテーションを行つた場合（当該退院につき1回のみ） | 600 | 6,000円 | 600円 | 1,200円 | 1,800円 |

ウ 減算（要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が減算されます。）

* 地域区分別1単位当たりの単価 10円（その他の地域）

| 減算の種類 | 要件 | 単位数 【10.00】 | 利用者負担額（円） | | | |
|-------------------------|--|------------------------|-----------|-----|------|------|
| | | | 10割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| □ リハビリ計画に係る 診療の未実施減算 | 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合（1回につき） | 50 | 500円 | 50円 | 100円 | 150円 |
| □ 同一敷地内建物等減算 | 指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合（1回につき） | 所定単位数の100分の90に相当する単位/回 | | | | |

エ キャンセル料

| キャンセルの時期 | 利用者負担額 |
|--|------------|
| 利用予定日の当日の8時30分までにご連絡があった場合 | 無料 |
| 利用予定日の当日の8時30分までにご連絡がない場合 (訪問時の留守等により、サービスが提供できなかった場合を含む) | 基本利用料の100% |

9. 相談・苦情処理

当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

①当事業所相談・苦情担当

当事業所の訪問リハビリに関するご相談・苦情を承ります。

担当 小野 美奈 電話 055-262-2185

②当事業所以外に、次の介護保険相談窓口に苦情を申し立てることもできます。

笛吹市介護保険課 電話 055-261-1903

山梨県国民健康保険団体連合 電話 055-233-9201

10. 事故発生時の対応

①訪問リハビリテーションの提供を行っているときに事故が起こった場合は、家族や市町村に連絡するとともに、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡をとるなど必要な処置を講じます。

②当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に十分に周知します。

| | |
|-------------|---------------|
| 虐待防止に関する責任者 | (理学療法士・小野 美奈) |
|-------------|---------------|

- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12. 秘密の保持、個人情報保護について

- ①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

説明者署名
